

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(第百八十回国会衆第二七号)(衆

議院提出)要旨

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、公職選挙法の一部改正

##### 1 衆議院議員の定数の削減

衆議院議員の定数を四百七十五人(現行四百八十人)とし、小選挙区選出議員を二百九十五人(現行三百人)とする。

##### 2 衆議院の小選挙区

衆議院の小選挙区は別に法律で定める。

二、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「一人別枠方式」を廃止する。

三、その他

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一は、一の2に規定する法律の施行の日から施行する。

2 今次の改定案の作成基準、勸告期限等の特例

ア 衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）の行う今次の改定案の作成における、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数を定める。

イ 審議会の行う今次の改定案の作成基準を定める。

ウ 審議会の行う今次の改定案に係る勸告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

エ 政府は、今次の改定案に係る勸告があったときは、当該勸告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずるものとする。